

改正

令和3年4月15日訓令第5号

令和4年4月28日訓令第8号

令和4年7月1日訓令第12号

日出町行政評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、行政評価に関する基本的な事項を定め、行政評価を適正かつ円滑に実施することにより、日出町総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効率的な行政運営を推進し、もって町政の透明性の確保及び行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策 総合計画の基本構想に掲げる町の将来像を実現するために企画及び立案をする行政運営についての基本的な方針を実現するための個々の具体的な方策をいう。
- (2) 基本事業 施策の目標を達成するために実施する事業で、複数の事務事業のまとまりをいう。
- (3) 事務事業 基本事業の目標を達成するために実施する個々の基礎的な事業をいう。
- (4) 行政評価 行政運営について、一定の指標等を用いた成果の客観的な検証及び評価をいう。

(行政評価の基本的な方針)

第3条 行政評価は、施策及び基本事業に係る成果指標の進捗状況並びに事務事業の効果を把握し、公平公正かつ合理的な手法を用いて客観的に行うこととする。

2 職員は、行政評価の結果に基づき、常に事務事業の改善、見直しに努めるとともに、自ら行政運営に関する意識改革を図るものとする。

(行政評価の種類)

第4条 行政評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価
- (2) 基本事業評価
- (3) 事務事業評価

(行政評価の方法)

第5条 行政評価は、1次評価及び2次評価により実施するものとする。ただし、2次評価の結果を受けて、町長が必要と認めた基本事業又は事務事業については、外部評価を実施することができる。

- 2 1次評価は、評価の対象となる基本事業及び事務事業を所管している各課等が実施する評価とする。
- 3 2次評価は、評価の対象となる施策、基本事業及び事務事業について、全庁的な観点から、日出町行政評価会議が実施する評価とする。
- 4 外部評価は、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、外部有識者等が実施する評価とする。
- 5 行政評価にあたり、町民への意識調査を実施するものとする。

(日出町行政評価会議の設置)

第6条 前条第1項に規定する2次評価を実施するため、日出町行政評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

(評価会議の構成)

第7条 評価会議は、副町長、総務課長、財政課長及び政策企画課長により組織する。

2 評価会議は、副町長が主宰し、会議の議長となる。

3 議長は、必要があると認めるときは、評価会議の構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 議長は、行政評価が実施されたときは、その結果をとりまとめ、町長に報告しなければならない。

5 政策企画課長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(評価結果の公表)

第8条 行政評価の結果は、原則として町のホームページに公表するものとする。

(評価結果の反映)

第9条 町長は、行政評価の結果に基づき、施策、基本事業又は事務事業の見直しを行い、次年度以降の予算、事務事業の実施の有無及び人員配置等に反映するものとする。

(庶務)

第10条 行政評価に関する庶務は、政策企画課において行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和3年4月15日訓令第5号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日訓令第8号)

この訓令は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日訓令第12号)

この訓令は、令達の日から施行する。